平成２１年（フ）第４８８号
静岡県駿東郡小山町須走82番地の16
債務者　宮下　和政
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
静岡県駿東郡小山町須走82番地の16
債務者　宮下　満江
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４９号
名古屋市中村区本陣通５丁目184番地
債務者　大門設備工業所こと　大門　政広
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４６号
愛知県東海市名和町トゝメキ39番地の５
債務者　櫻井　智美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８５７号
愛知県海部郡大治町大字砂子字中割18番地の１　サンパレス105号
債務者　吉岡　宗清
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８８４号
愛知県瀬戸市白山町１丁目99番地　県営瀬戸口住宅５―212
債務者　渡辺祐次郎
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９４号
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅４棟304号
債務者　加藤　知美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７６号
愛知県犬山市大字犬山字中ノ宮61番地８　サンシティ中ノ宮Ａ棟201
債務者　稲石　英雄
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４９８号
愛知県一宮市萩原町高松字東郷裏11番地１
債務者　本崎　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７０２号
愛知県西尾市桜町奥新田22番地５　レインボー桜町1002号室
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
岡山県小田郡矢掛町東三成3495番地
債務者　清水さゆり
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2196番地１
債務者　吉澤　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９４号
群馬県前橋市大胡町249番地１
債務者　今井トモ子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２１号
群馬県渋川市中村876番地１
債務者　田村　　惠
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３４号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1255番地１　ジュネスコート105
債務者　水澤　文男
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３７号
群馬県前橋市関根町３丁目31番地15
債務者　岩村登志子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４３号
群馬県前橋市広瀬町１丁目30番地７　エタニティ広瀬Ⅰ―103号
債務者　浅川　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
前橋地方裁判所